ワ　在宅・入所相互利用加算　30単位

注　別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合においては、１日につき所定単位数を加算する。

カ　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　３単位

⑵　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　４単位

ヨ　認知症行動・心理症状緊急対応加算　200単位

注　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

タ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

レ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

２　介護保健施設サービス

イ　介護保健施設サービス費（１日につき）

⑴　介護保健施設サービス費(Ⅰ)

㈠　介護保健施設サービス費(i)

a　要介護１	710単位
b　要介護２	757単位
c　要介護３	820単位
d　要介護４	872単位
e　要介護５	925単位

㈡　介護保健施設サービス費(ii)

a　要介護１	739単位
b　要介護２	811単位
c　要介護３	873単位
d　要介護４	930単位
e　要介護５	985単位

㈢　介護保健施設サービス費(iii)

a　要介護１	786単位
b　要介護２	834単位
c　要介護３	897単位
d　要介護４	950単位
e　要介護５	1,003単位

㈣　介護保健施設サービス費(iv)

a　要介護１	819単位
b　要介護２	893単位
c　要介護３	956単位
d　要介護４	1,012単位
e　要介護５	1,068単位

⑵　介護保健施設サービス費(Ⅱ)

㈠　介護保健施設サービス費(i)

a　要介護１	735単位
b　要介護２	818単位
c　要介護３	933単位
d　要介護４	1,009単位
e　要介護５	1,085単位

㈡　介護保健施設サービス費(ii)

a　要介護１	735単位
b　要介護２	818単位
c　要介護３	1,002単位
d　要介護４	1,078単位
e　要介護５	1,154単位

㈢　介護保健施設サービス費(iii)

a　要介護１	814単位
b　要介護２	897単位
c　要介護３	1,012単位
d　要介護４	1,088単位
e　要介護５	1,164単位

㈣　介護保健施設サービス費(iv)

a　要介護１	814単位
b　要介護２	897単位
c　要介護３	1,081単位
d　要介護４	1,157単位
e　要介護５	1,233単位